

<リハビリテーション科>

①産業保健分野における理学療法の現状と課題
「エビデンスに基づく理学療法の確立をめざして ー各部門からの提言ー」

②山崎 重人

③

④理学療法学

⑤第44巻第5号 P394－398、2017

連載第2回 産業保健分野における理学療法の現状と展望*

山崎 重人¹⁾

はじめに

産業保健分野という言葉に馴染みがない人も多いと思うが、多様化する社会情勢への貢献から、これから理学療法士の参画が期待できる分野であると考えている。本稿では、「部門からの提言」という視点で、私見も交えての筆者の息遣いを記すが、これを機に、産業理学療法の議論が深まり、産業理学療法に興味をもってくれる人が増えてくれれば、嬉しい限りである。

産業保健分野における理学療法の現状

1. 産業保健分野の理学療法とは

産業保健分野での理学療法を、産業理学療法と呼んでいる。産業保健分野とは、全国の勤労者の健康対策を行う分野であり、労働安全衛生法に基づいている（図1）。この法律は、健康障害の予防と保持増進を目的とし、基本となる考え方に健康管理、作業環境管理、作業管理の三管理がある。この分野を担う構成員として、産業医、歯科医師、看護職、衛生管理者、作業環境測定士、作業主任者、社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、心理職などがあるが、理学療法士は含まれていない。各構成員は連携したうえで、それぞれの専門性を活かした情報提供、評価、助言などの支援を行うこととなっている。

2. 産業理学療法の現状

産業保健分野で、前述の専門職と連携し、活動を進めていこうとしている理学療法士は存在しているが、病院に勤務しつつ、働く人の健康問題を改善するために、職場の環境改善や管理体制に対する指導を含めて、身体活動指導や生活指導を行うことのできる環境にある理学療

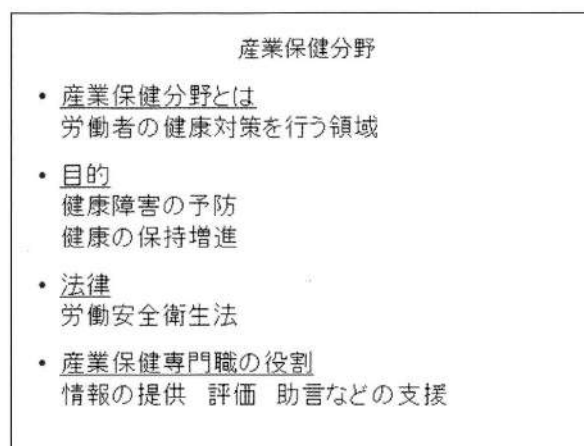


図1 産業保健分野とは

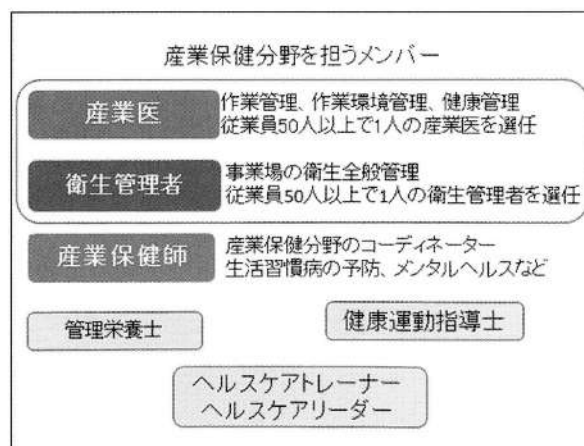


図2 産業保健分野を担う構成員

法士は、きわめて稀であり、勤労者にはもちろん各専門職にさえ、理学療法士がこの分野でなにができるのかが認知されていない。労働安全衛生法のなかでは、産業医と衛生管理者だけは従業員50人以上の職場で一人選任しなくてはならないと定められているが、理学療法士や他の専門職については、法律上は選任の明記はされていない（図2）。

* Current Situation and Future Perspective for Physical Therapy in Occupational Health

1) マツダ株式会社 マツダ病院リハビリテーション科
(〒735-8585 広島県安芸郡府中町青崎南2-15)
Shigeto Yamazaki, PT: Department of Rehabilitation, Mazda Hospital, Mazda Motor Corporation
キーワード: 産業保健, 理学療法, 一次予防, 職域拡大, 高齢労働社会

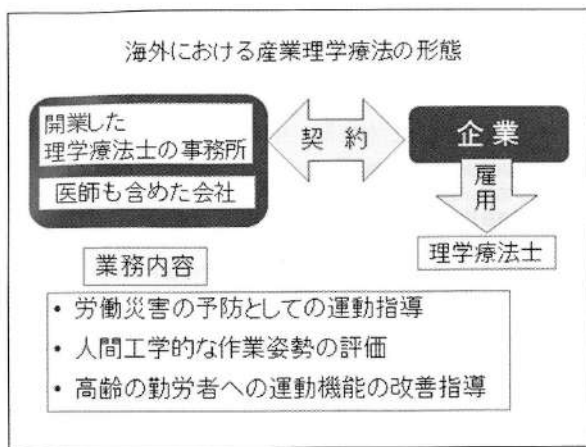


図3 海外の産業理学療法士の形態

3. 海外の産業理学療法

工業先進国であるアメリカ、オーストラリア、オランダでは産業理学療法が確立されており、労働災害の予防としての運動指導、人間工学的な作業姿勢の評価、そして高齢の勤労者への運動機能の改善指導がなされ、その成果が国民に認知されている¹⁾。産業理学療法士の形態は、開業した理学療法士事務所と企業との契約がほとんどであるが、一部の企業では理学療法士を直接雇用している（図3）。

4. 日本理学療法士協会内での産業理学療法部門の設立

第1回の国家試験から50年を超え、養成校の数も増え、年間1万人以上の理学療法士を輩出するまでになっている一方、養成課程においては、産業保健に関する教育が不十分であり、日本理学療法士協会においても産業保健にかかわる理学療法士の育成の検討に着手したところである。近年、多様化する労働者の健康確保、生産年齢人口の減少、および高齢労働者の増加などへの対応が重要な課題になっており、理学療法士の知識と経験は諸問題の一役を担えるのではないかと考えるに至っている。日本理学療法士協会（以下、協会）は、2013年に日本理学療法士学会とその下部機関となる12の分科学会と5つの部門を設立し、2015年には新たに5つの部門を増設した。部門とは、分科学会が担うことができない学術領域や、明確な区分ができない領域を補完し、理学療法に必要な領域の啓発（教育・研修）に協力するグループとされた。その中のひとつに産業理学療法部門（以下、当部門）がある。

5. 2016年度までの当部門の活動実績

当部門は、2016年度までに主として以下の事業を実施している。

①中央労働災害防止協会（以下、中災防）が、全国47

都道府県にわたり実施している腰痛予防講習会・実技への講師派遣。部門が設立される前の2012年から現在に至る事業であり、それまで講師選定要件も講師育成体制も皆無であった協会が、本格的にそれらに取り組み出す契機となった活動である。2015年度は24道県へ16名、2016年度は25道県へ19名派遣しており、おもには医療・介護職の現場の方々、施設管理者の方々を対象に、移乗動作方法等の実技指導や腰痛予防の必要性を説いている。

②職業性腰痛予防指導講師育成研修会（基礎編）を開催。①の講師派遣要請に応えるべく人材育成事業として、2017年度に協会職能課や生涯学習機構と連携し開催した。参加者は120名であった。

③当部門内にワーキンググループ（WG）を発足。産業保健分野で活動する理学療法士を育成することを目的に、育成ラダーの検討および資格要件作成に着手した。

④産業理学療法の普及・啓発セミナーを開催。医師、理学療法士から実践報告を行っていただき意見交換を行った。参加者は100名超であった。

⑤関係省庁や外部の協会への訪問。厚生労働省（労働基準局労働衛生課産業支援室）と日本予防医学協会（本部）への訪問が実現できた。

このように、日本における「産業保健分野での理学療法士」の誕生と定着に向けて、動き出したところである。

産業保健分野における理学療法の課題

1. 人材育成について

1) 産業保健分野の人材が圧倒的に少ない。この分野の理学療法士育成ラダーは協会内には存在していない状況であり、講演依頼などへの対応は、個人のキャリア任せである。

2) 産業保健分野に従事する理学療法士数も圧倒的に少ない。現状、この分野に従事できる環境にある理学療法士は稀であること、この分野の業務内容が確立されておらず、収入も安定できないことなどから、従事する理学療法士は圧倒的に少ない。

2. 理学療法士の介入成果（エビデンス）の構築について

3) 労働安全衛生管理の基本となる三管理を経験する機会が少ない。経験の機会を求めて、日本予防医学協会が育成している作業管理士の資格を取得している理学療法士もいるが、資格取得＝即戦力とはならず、この分野での活動と資格取得とが直結していない現状である。

4) 産業保健分野での理学療法士介入成果の蓄積が圧倒的に少ない。全国の労災病院の勤労者予防医療センター（両立支援センター）に勤務する理学療法士、が行っている対象者に対する調査研究が、産業保健分野での介入成果の主となっている現状である。

3. 広報・教育について

5) 組織的な広報活動体制が脆弱である。協会内での広報活動体制は構築されていない。協会内での人材育成ができていない現状では、広報活動体制が未確立であることも必然である。

6) 関係省庁、他学会との連携がない。

7) 卒前・卒後教育がない。

産業保健分野における理学療法の展望

当部門の今後の活動方針（表1、2）に沿って、記させてもらう。

1. 人材育成

資格要件として、理学療法士が産業保健分野で活動するには、作業管理士と衛生管理者の資格は取得することが望ましいと考えており、加えて海外で活動している産業保健分野での理学療法士のように、安全面での資格取得の必要性についても今後吟味していく予定である。一方育成ラダーとしては、骨関節疾患、特に職場における腰痛に着目して研修会を実施している。2017年2月に開催した職業性腰痛予防講師育成研修会（基礎編）は、理学療法士の一次予防領域への参画を視野に入れた人材育成事業として位置づけており、2017年度は新たに、その研修会の受講者を対象に、職業性腰痛予防指導講師育成研修会（応用編）の開催を企画している。労働安全衛生の三管理の実地と応用、産業保健分野での諸法律の学習も内容に盛りこむ予定であり、この2編の受講終了者を、派遣のあった場合の講師選定の優先要件とする予定である。中災防をはじめ、各地域からの講師派遣に応えるべく、協会でも育成した人材が各都道府県士会から派遣されるような体制づくりの構築をめざしている。また、この分野での理学療法士育成計画および参画については、関係省庁、他学会などから広く意見をいただき、協会内部での独りよがりにならないよう、事業計画を進めていくことにしている。今後は、産業保健分野特有の領域である復職支援、特定健診についての研修会等も企画すべく、協会と協議していく予定である。

2. 理学療法士の介入成果（エビデンス）の構築

労働安全衛生法の中で、理学療法士の選任を義務づけられることを目標とするが、前段階として、一次予防での効果介入成果の実績蓄積モデル事業を設定し、実際の介入効果の検証をする体制づくりが急務である。企業を相手にするには、各地域に産業理学療法グループの存在がある体制をめざしたい。法律上、企業には雇用義務のない理学療法士が企業から仕事を依頼されるためには、我々にしかできないことを実践して、生産性を向上させるという成果をださなくてはならない。

表1 産業理学療法部門の3つの活動方針

『産業保健分野の理学療法士』 誕生・定着に向けて	
I. 人材育成	
◇日本理学療法士協会と協議	
★ 部門WG発足 『産業保健分野の理学療法士』育成ラダーと 資格要件案の作成に取り掛かる	
産業保健分野で理学療法士が必要な資格要件（案） ＝ 作業管理士 ＋ 衛生管理士 ＋ ……	
◇産業保健分野における必要な各種研修会の開催を企画	
◇産業保健分野への参画・人材育成についての方向性を他学会と 協議	

表2 産業理学療法部門の3つの活動方針

『産業保健分野の理学療法士』 誕生・定着に向けて	
II. エビデンス構築	
◇産業保健分野での研究/介入による成果発表	
◇作業管理士 現場研修での研鑽	
◇一次予防領域でのモデル事業の実施体制	
⇒ 法律上の選任の明記	
⇒ 職域の拡大	
⇒ 高齢労働社会への貢献	
III. 広報・教育	
◇SNS利用のツール開発/展開	
◇各種関係団体との連携を深める 日本産業衛生学会、日本予防医学協会など	
◇卒前・卒後教育の見直し・充実	
◇国家試験問題への関連領域からの出題	

また自身でできる産業理学療法として、患者治療の実践以外に、職場で問題となっている健康問題をスタッフ対象に介入することがある。看護師、事務職員への腰痛やVisual Display Terminals (VDT) 障害の実態調査から、移乗動作方法の指導、作業方法や作業姿勢、椅子や机などの作業環境の見直し指導、そして介入効果は前後でなんらかの評価をし、勤務している施設の安全衛生委員会で発表する¹⁾。このように身近にも産業理学療法は存在しており、この分野での介入効果の蓄積を期待する。

3. 広報・教育

近年は、予防活動や運動指導について、ソーシャル・ネットワーク・サービス（以下、SNS）を活用して実践する方法や、大学院に進学し、一次予防領域である産業理学療法を研究のテーマとして、企業に研究モデルとして参画するなど、新しい方法での活動が広がっている。SNSの利用は、現代に即しており、理学療法士の啓発、専門性の普及には最適な方法であると考えられるだけに、利用する組織的システム構築とその利用に

あたっのルールの教育を急ぐ必要がある。

産業保健分野の理学療法は、臨床での理学療法と対象疾患も考え方も重なる部分があり、専門性を発揮しやすい面もあると考えられるが、即対応とはいかない面もある。具体例としては、対象者が主訴をもった患者ではなく健常者となる点、個別指導から集団指導となる点、しかも勤労者のバックには企業が存在し、個人への働きかけだけでなく、組織への働きかけも必要となる点、介入成果の即効性を示す必要がある点である。すぐに思い浮かぶだけでも即対応しきれない面が挙がるように、現在の卒前・卒後教育では担いきれないことは明らかである。

そんな中、第52回の国家試験に産業理学療法に関連する問題がはじめて1題出題され、この分野に関する卒前・卒後教育の必要性の高まりを期待する。

4. 産業保健分野における健康経営と両立支援への貢献

ここ数年、産業保健分野のキーワードに「健康経営」と「両立支援」が挙がっている。「健康経営」とは、企業が従業員の健康に配慮することで、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤によって、健康管理を経営的視点から考え、生産性の向上をめざす取り組みである。実際にそれに取り組んでいる企業を、健康経営銘柄とし公表している省庁があり、新聞紙面にも取り上げられるなどしている。新卒者がその情報をもとに就職する会社を選ぶこともあるという。健康経営の中で健康診断を実施しているが職務適正を調べるために実施しており、機能評価も含まれる。また「両立支援」は、政府の1億総活躍プランの重要な取り組みの1つであり、勤労者の高齢化、疾病を抱えながら働く人が増える予測から行政として企業に支援を求めている。この2つのキーワードにおいて、機能評価ができることを強みとする我々理学療法士は、活躍できうる分野と期待する。

5. 一次予防領域への貢献

理学療法士は三次予防領域にとどまらず、より積極的に健康維持・増進のための運動指導場面などで関与があってもよいのではないかと期待する²⁾。産業保健分野に理学療法士が関与するには、特定健診などを請け負っている健診機関や病院に所属する理学療法士が関与することが実際的であると思われ、そのためにはモデル的に事業を行い、理学療法士の関与による成果をだすことが必要である²⁾。また人間工学の知識をもった衛生管理者はほとんど育てていない実状にある中、身体機能や人間工学の知識をもつ理学療法士が、安全衛生にかかわる知識を身につけ腰痛予防のキーパーソンとして指導性を発揮することも期待³⁾する、との声がある。

このように産業保健分野で活動している他職種からも、我々の一次予防領域での専門性発揮に期待が寄せら

れている一方で、他職種がすでに業務内容を確立しつつある一次予防領域に、今さら理学療法士という資格だけでは、参画しがたい事実があることを肌で感じており、法的担保のある資格をもって活動していくなど、緻密な計画が必要であると考えられる。

2013年6月14日に閣議決定されたアベノミクスの第3の矢である成長戦略に、国民の健康寿命の延伸（ヘルスケア関連市場の創造）が示されたように、今、日本は「健康寿命延伸」の方向へ舵を切ろうとしている。政府は慢性期医療を中心とした三次予防から疾病予防としての一次予防、重症化予防としての二次予防に大胆なシフトをしようとしている。これから企業を対象に活動しようとしている我々が、この好機に指をくわえて見ているわけにはいかない。疾病予防、健康寿命延伸のための方策などの研究発表や討議を積極的に行っていく必要がある¹⁾。他協会の重鎮からは、産業医、保健師、社会保険労務士など一次予防領域ですでに活動実績のある専門職との協働、そしてなにより理学療法士自身が消極的介入者（三次予防領域での介入）から積極的介入者（一次予防領域での介入）になる、という思考の転換が必要であると提言されている。

1967（昭和40）年に制定された理学療法士・作業療法士法では理学療法の対象は身体に障害のあるものと限定されていた。時を経て、2013（平成25）年11月、厚生労働省医政局から理学療法士の名称使用について「理学療法士が、介護予防事業等において、身体に障害のない者に対して、転倒防止の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行うことがあるが、このように理学療法以外の業務を行う時、理学療法士という名称を使用することは何ら問題がないこと。また、このような診療の補助に該当しない範囲の業務を行う時は、医師の指示は不要であること」の通達は、画期的な変化といえる。予防的な理学療法を行うにあたっての国の方針、ニーズが示される今、理学療法士のかかわりによる介入効果を集積し、障害を有する者だけでなく、障害を有するおそれのある者への健康管理にも寄与できる専門職として認知されることをめざすべきである⁴⁾。

6. 高齢労働社会への貢献

改正高年齢者雇用安定法第9条の継続雇用制度が事業主に定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の制度導入を義務づけている。勤労者が65歳までの雇用を望み、能力に問題がなければ企業は雇用を継続する義務がある。この制度が後押しとなって高齢労働社会が現実的となることは容易に推測できる。この制度を活用し、我々理学療法士は、働きたい中高年者の運動機能評価と指導を実施することで、中高年者の雇用を促進し、労働人口の維持確保に貢献できると考えている（図4）。就業し

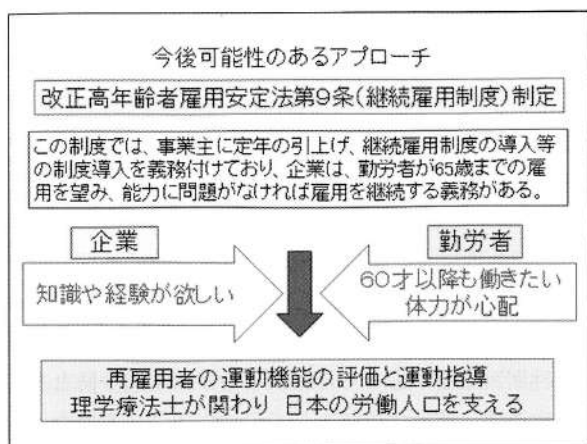


図4 高齢労働社会への対応案

たい高齢者が就業することで得られるメリットは、高齢者自身のメリットにとどまらない。就労を継続することが医療費の削減につながる可能性は以前から指摘されている。また就労能力のある高齢者の就労を妨げることは、世代間扶養の負担を増大させることにもつながる。高齢者が積極的に就労することによる恩恵は社会全体が享受するものである。したがって高齢者就労を促進するためには、企業の健康リスクを社会的にサポートする仕組みが望まれる⁵⁾。

さらには、医師以外に衛生管理を担当する専門職の不足という課題は、長年にわたってもちこされている。歯科医師、看護職、栄養、心理、リハビリテーションの専門職などについて、いかに労働衛生管理体制に組み入れるべきかの命題は、繰り返し議論されている。これらの専門職の在り方について政策を整理する必要がある⁶⁾、との世論が大きくなった際に、その社会的仕組みの構成員として、理学療法士が認められることを期待してなら

ない。

産業医の業務負担軽減への貢献あるいは社会保険労務士などとの協働による勤労者の健康維持への貢献など、この分野への参画機会を増やすことを視野に、専門性の発信に努めなければならないと強く再認識したい。

おわりに

この分野は、今後、理学療法士が職域拡大できる大きな可能性を秘めた分野であることは間違いないと思っただけに、理学療法士がこの分野で認知されることが重要になる。「業務内容が他専門職との重複が多く、このまま三次予防領域で埋もれることをよしとするならば、10年後には淘汰される職種」と指摘を受けた衝撃は、忘れられない。「自分たちはどんなものを世に送り出すことができるのか」「なにをすることで社会に貢献していくのか」⁷⁾。この自覚を共有し、産業理学療法の認知・定着へと戦略的に活動していく決意に他ならない。

文 献

- 1) 高野賢一郎：日本のこれからの理学療法。理学療法学。2015; 42: 365-368.
- 2) 荒木田美香子：産業衛生領域における健診・保健指導の取り組み、人間の一生を守る健康診断・保健指導。理学療法ジャーナル。2013; 47: 1031-1032.
- 3) 埴田和史：産業衛生領域での腰痛問題。福祉・医療職場での新たな腰痛予防対策。理学療法ジャーナル。2013; 47: 935-936.
- 4) 野村卓生：一次予防領域における健康管理への理学療法士の貢献。日本衛生学会誌。2016; 71: 107-110.
- 5) 神代雅晴：高齢者雇用に役立つエイジマネジメント—生涯現役社会実現のための産業保健からのアプローチ。労働調査会。東京。2011, pp. 18-20.
- 6) 堀江正知：産業医と労働安全衛生法の歴史。産業医科大学雑誌特集号。2013; 35: 23-24.
- 7) 安西 巧：広島はすごい。新潮社。東京。2016. p. 185.